

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○

処 分 庁 兵庫県尼崎市長

審査請求人が令和3年12月16日にした、処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和3年11月30日付け補装具費支給決定に係る審査請求（令和3年度審査請求第8号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和3年10月25日、処分庁に対して、補装具費支給申請書（以下「本件申請書」という。）及び審査請求人の主治医である●●耳鼻咽喉科医院の●●●●●●医師（以下「●●●●●●医師」という。）の作成した令和3年10月18日付けの補装具費支給意見書（補聴器）（以下「本件意見書」という。）を提出した。
本件申請書には、支給を受ける補装具名として、「補聴器 耳あな型（オーダーメイド）」との記載があった。
本件意見書には、装用耳として、左耳及び両耳が選択されており、両耳装用が必要な場合の医学的理由として「片側だと十分に純音聴力、語音聴力が得られない」との記載があった。また、処方する補聴器として耳あな型が選択されており、ポケット型、耳かけ型が使用できない医学的理由として、「複数回における両耳中耳手術により外耳道の変形があるため」との記載があった。さらに、付属品としてイヤモールドが選択されており、処方理由として、「外耳道の変形などにより耳栓の使用が難しい」が選択されていた。
- 2 処分庁は、令和3年11月30日、審査請求人に対して、補装具費支給決定通知書（尼障第30695号）により、決定内容を「補聴器 重度難聴用耳かけ型 重度難

聴用耳かけ型（左）イヤモード」とする処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求人は、令和3年12月16日、本件処分に対し、審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人はおおむね次のとおり主張し、本件処分の取消し及び両耳の耳あな型補聴器を支給するとの裁決を求めている。

- (1) これまでも耳かけ型補聴器を何回も試しているが、日常の会話もできず、携帯電話の着信も聞こえなかった。過去に耳の後ろの骨を損傷しており、耳かけ型は使用できないので、長年、耳あな型補聴器を装着してきた。これまでも両耳で補聴器を使用してきたので、片耳での補聴器では生活できない。
- (2) 長年、●●医師の診察を受けている。本件意見書を作成した●●医師の意見としても「複数回における両耳中耳手術により外耳道の変形」があるため、耳かけ型が使用できないとの医学的理由が示されている。
- (3) よって、本件処分を取り消し、両耳の耳あな型補聴器を支給するとの決定がなされるべきである。

2 処分庁の主張

処分庁はおおむね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

- (1) 本件処分は、障害者総合支援法施行規則第65条の8第1項及び第65条の9の規定に基づき、兵庫県立身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）に意見を聴き、その判定に基づき、処分庁が処分を決定したものであり、適法かつ妥当である。
- (2) 更生相談所の判定医によれば、補装具の個数については、「本来補装具は一人につき一具支給が基本であり、教育上又は職業上等の理由により例外的に二具認められる場合もあるが、今回は教育上又は職業上等の理由のどちらにも該当しない。また、右耳について、補聴器をつけていても、あまり聞こえていない状況で、骨導値が高く、左耳のみでイヤモードをつければ十分に対応できる」との判断があり、また、補聴器の形状については、「原則耳かけ型もしくはポケット型の支給となる。耳介が丸まっていたり、小さくて耳かけ型がかけられないなどの理由があれば、耳あな型となるが、そういったことも診断書からは読み取れず、外耳道の変形であれば、耳の穴の形に合わせたイヤモードで対応できる」との判断であった。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第

123号。以下「法」という。)

ア 法第1条は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に掲げている。

イ 法第5条第25項は、この法において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう旨を規定している。

ウ 法第76条第1項は、市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する旨を規定している。

エ 法第76条第3項は、市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる旨を規定している。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)

ア 省令第6条の20は、法第5条第25項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする旨を規定している。

(ア) 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るよう製されたものであること。

(イ) 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。

(ウ) 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

イ 省令第65条の8第1項は、市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第9条第7項に規定する身体障害者更生相談所の意見を聴くことができる旨を規定している。

(3) 補装具費支給事務取扱指針（以下「取扱指針」という。）の内容

取扱指針は、市町村及び身体障害者更生相談所における補装具支給事務の円滑・適正な運用に資するべく定められ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的助言として位置づけられたものであり、次のとおり内容が規定されている。

ア 補装具費支給の目的について（第1 1（1））

補装具は、身体障害者の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわ

たり継続して使用される用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者に対し、補装具費の支給を行うものとする。

市町村は、補装具費の支給に当たり、身体障害者の身体の状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。

イ 補装具の個数について（第2章 1（5））

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができる。

ウ 補装具費支給の要否についての判定依頼について（第2章 2（1）①イ）

市町村は、身体障害者から補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、補装具費支給の要否について、身体障害者更生相談所に対し、判定依頼を行う。判定依頼を受けた身体障害者更生相談所は、医学的判定を行い、判定結果を市町村に送付する。

エ 補装具の対象者（第2章 2（1）①イ、告示別表1）

種目	名称	対象者
補聴器	全般	高度難聴用、重度難聴用の補聴器が真に必要な者 ※中軽度補聴器は補装具費の対象外であることに留意すること。
	耳あな型	ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。 特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者。
	骨導式	伝音性難聴者であって、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤーマールドの使用が困難な者。

（4）補装具・自立支援医療（更生医療）判定事務の手引（以下「判定事務の手引」という。）の内容

判定事務の手引は、県内各市町の障害福祉担当等の関係者が、補装具と自立支援医療（更生医療）の業務に対する理解を一層深めるために、更生相談所により作成されたものであり、内容は次のとおりである。

ア 補装具とは（第1章 2（1））

補装具とは、次の3つの要件を全て満たすものである。

- （ア）身体の欠損、又は損なわれた身体機能を補完、代替するため、その身体への適合を図るように製作されたもの
- （イ）身体に装着（装用）して日常生活、又は就労・就学に用いるため、同一製品につき長期にわたって継続して使用されるもの
- （ウ）給付に際して医師等による専門的な知識に基づく意見、又は診断に基づき使用されることが必要とされるもの

イ 二具支給と耳あな型の支給について（第2章 7【留意事項】）

- (ア) 両耳への支給は二具支給に該当し、職業上・教育上の特別な理由が必要。
- (イ) 耳あな型の支給は「ポケット型及び耳かけ型補聴器の使用が困難で真に必要な者」に限る。

ウ 主な補聴器の適用例（第2章 7【参考】）

耳あな型

耳介の欠損や変形により耳かけ型の使用が困難な者が適応となる。なお、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応が不可能な場合は、オーダーメイドとなる。

2 補装具費支給の必要性の判断に係る審査基準について

補装具費の支給要件について、法は、市町村が補装具費支給の要否の判断に当たり、検討すべき障害の状態や補装具の必要性の程度について何ら具体的な基準を置いていない（法第76条第1項）。このことに照らすと、法は障害者に対し補装具費を支給するか否かの判断については、市町村の合理的裁量に委ねているものと解される。

したがって、市町村が行う補装具費の支給要否の決定は、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合や、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となる（福岡地裁平成24年（行ウ）第78号同27年2月9日判決）。

3 争点について

- (1) 審査請求人が、ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難であり、耳あな型補聴器の使用が「真に必要な者」に該当するか否か（以下「争点1」という。）。
- (2) 審査請求人が、補装具費の支給対象を2個とすべき「職業又は教育上等特に必要な場合」に該当するか否か（以下「争点2」という。）。

4 争点に係る判断について

(1) 争点1について

ア 取扱指針の告示別表1及び判定事務の手引には、耳あな型補聴器の対象者としては、「ポケット型及び耳かけ型補聴器の使用が困難で真に必要な者」と定められている。

そして、法の目的を踏まえるとともに、取扱指針の補装具費支給の目的を考慮すれば、耳あな型補聴器が真に必要な者か否かは、身体障害者の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して判断されるべきである。

イ 処分庁は、更生相談所の判定医の判断としては、「外耳道の変形であれば、耳の穴の形に合わせたイヤモールドで対応できる」との判断であり、その判断に基づき、処分を決定したものと主張するが、そもそも本件処分に関する令和3年11月12日付け判定書（身相第1283号）には傷病名が「混合性難聴」との記載はあるものの、何ら医学的な判断の記載がなく、現在まで処分庁からも医学的な根拠資料は何ら提出されていない。

また、令和4年4月6日付け回答書（尼障第2042号の2）別紙「補装具支給データ一覧」によれば、過去の支給決定の実績は次のとおりである。

給付日付	補装具の名称
平成16年12月14日	補聴器（耳あな型*オーダーメイド）
平成17年6月30日	補聴器（高度難聴用耳掛け型）要イヤーマールド
平成21年6月5日	補聴器（重度難聴用耳掛け型）（右）重度難聴用耳掛け型 イヤーマールド（左）耳あな型（オーダーメイド）
平成23年7月21日	補聴器（耳あな型*オーダーメイド）耳あな型・オーダーメイド（両耳）
平成28年9月12日	補聴器（耳あな型*オーダーメイド）耳あな型オーダーメイド（両）

これによれば、過去には耳かけ型補聴器が支給決定されてはいるものの、直近10年間は耳あな型補聴器が支給決定されている。そして、平成23年7月21日給付の補装具費の支給決定に関する平成23年6月20日付け「補聴器（耳あな型・両耳装用）交付について（副申）」においては「平成21年12月に耳の後ろを切開する中耳炎治療の手術を行った。医師の意見書にもあるとおり、手術により外耳道の変形がみられ、耳あな型補聴器が合わなくなった。また、耳の後ろを切開する術後に耳かけ型補聴器を装着すると痛みがあり、10分以上は装着できない状況である。」との理由により、処分庁としても耳あな型補聴器の交付が適当と意見しており、そのとおりの支給決定がなされている。さらに、平成28年9月12日給付の補装具費の支給決定（以下「平成28年決定」という。）に関する平成28年8月16日付け「補聴器（両耳装用）交付について（副申）」（以下「平成28年副申」という。）においても「54年前に慢性中耳炎で手術し、その後、長年両耳・耳あな型を使用してきた。平成27年9月に再度手術を受け、さらに耳介が変形し、作り替えが必要となったが高齢となり異なるタイプのものを使用するのは難しいことから、今回も同じものを装用することが適当である。」との理由により、処分庁としても耳あな型補聴器の交付が適当と意見しており、そのとおりの支給決定がなされている。処分庁は、本件処分において、このような過去の支給決定の内容や理由を考慮していない。

ウ また、審査請求人は、「過去に耳の後ろの骨を損傷しており、耳かけ型補聴器は使用できない。」と主張し、本件意見書においても「複数回における両耳中耳手術により外耳道の変形があるため」、耳あな型補聴器が適当との医学的判断が記載されているところ、本件処分に関する令和3年10月29日付け「補聴器（両耳装用・耳あな型）交付について（副申）」（以下「令和3年副申」という。）において、処分庁も、「平成28年度の判定時に、両耳中耳手術のために外耳道の変形があるため耳かけ型補聴器の装用ができないため、耳あな型補聴器の装用が認められており、現在も同様の状態である。」として、審査請求人の主張及び本件意見書と同様の意見を述べ、耳あな型補聴器の装用が適していると判断している。審査請求人の身体が平成28年と同様の状態であるのであれば、当然、支給決定も同様になるのが合理的であるが、現在まで、処分庁からは平成28年決定と本件処分において判断が異なることの合理的な説明は行われて

いない。

エ よって、審査請求人の身体状況等を考慮すれば、審査請求人は、ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で耳あな型補聴器の使用が「真に必要な者」に該当すると認められるべきであり、本件処分はその根拠に合理性がないと言わざるを得ない。

(2) 争点2について

ア 取扱指針には、補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として、1種目につき1個であるが、身体障害者の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上の特に必要なと認めた場合は、2個とすることができると定められている。

一方、判定事務の手引によれば、「両耳への支給は二具支給に該当し、職業上・教育上の特別な理由が必要。」として、二具支給の要件としての特別な理由を「職業」及び「教育」に限定している。

しかし、法の目的を踏まえ、取扱指針における補装具費支給の目的を考慮すれば、二具支給の要件としての特別な理由を「職業」及び「教育」上の理由に限定すべきではない。取扱指針に記載のとおり、あくまで「職業」及び「教育」上の理由は例示に過ぎず、身体障害者の身体状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮し、二具支給が必要な特別な理由に該当するか否かを判断すべきである。

イ 処分庁は、本件処分において、審査請求人には、職業上、教育上等の理由のどちらにも該当しないと主張する。

しかし、処分庁より提出された平成28年副申において、処分庁は、「自治会相談役として活動中」であることを考慮する一方で、「長年両耳・耳あな型を使用してきた」ことや「安全面を考慮し」耳あな型・両耳装用の交付が適応としており、これまでの装用実績や安全面等を考慮している。また、令和3年副申において、処分庁は「就職等はしていないが、79歳と高齢であり、長年両耳に装用していたことを考慮すると、片耳装用では左右の音の聞こえ方が違うため、本人の負担が大きい。」ことを考慮し、両耳の装用が適しているとの判断を行っている。

さらに、本件意見書においても、両耳装用が必要な理由として「片側だと十分に純音聴力、語音聴力が得られない」との医学的判断が記載されている。

ウ よって、審査請求人の年齢、身体状況、生活における安全性等を踏まえると、審査請求人は、補装具費の支給対象を2個とすべき「職業又は教育上の特に必要な場合」に該当すると認められるべきであり、本件処分は、判断において考慮すべき事情を考慮していないと言わざるを得ない。

(3) 以上のとおり、本件処分はその根拠に合理性がなく、考慮すべき事情を十分考慮しないまま行われたものと言わざるを得ず、法の目的に反し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められることから、裁量権の範囲を逸脱した違法な処分であり、その取消しを免れることはできないものと解するのが相当である。

5 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

6 結論

以上のとおり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、本件審査請求には理由があることから、主文のとおり裁決する。

令和5年3月23日

審査庁 尼崎市長 松本 眞